

共済組合ニュース

目次

- 1 附加給付の見直しについて
- 2 契約スポーツ施設の契約解除（コナミスポーツクラブ、スポーツクラブNASほか）と新規契約（同志社大学「継志館」）について
- 3 保養所「音羽寮」の営業終了について

1 附加給付の見直しについて

共済組合では、組合員とその被扶養者の病気、出産、休業、災害などに対して、法律で定められた法定給付のほか、共済組合独自で附加給付を行っています。

共済組合の短期経理（健康保険）を取り巻く財政状況は、組合員の皆様の医療費の増加や高齢者医療に対する拠出金の大幅な増加などにより、非常に厳しくなっています。

また、共済組合を所管する総務省から、健康保険組合など他の民間企業の医療保険制度との均衡を図るため、附加給付の給付水準を見直すよう指導を受けています。

見直しに当たっては、健康保険組合が実施していない附加給付については、直ちに廃止し、その他の附加給付については、速やかに給付水準の均衡を図ることとされています。

つきましては、下記のとおり附加給付を見直すことといたしますので、お知らせします。

（1）全ての組合員に関係するもの

科目	給付事由	支給額（現行）	変更内容
災害見舞金附加金	組合員が水震火災その他の非常災害で住居や家財に損害を受けたとき	災害見舞金の額の60% 又は 給料の0.5箇月分×1.25	平成25年4月から廃止 （事実発生日が25年3月末以前であれば発生日の翌日から2年間は請求できます。）

（2）一部の組合員に関係するもの

給料月額が424,000円以上の組合員（上位所得者）における以下の附加給付は、平成25年4月診療分から自己負担限度額が段階的に引き上がります。

科目	給付事由	支給額（現行）	変更内容
一部負担金払戻金 家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金	1箇月の医療費が高額になったとき	自己負担限度額を25,000円とし、超えた分を支給	負担限度額を、 25年4月から30,000円、 26年4月から40,000円、 27年4月から50,000円に引上げ
合算高額療養費附加金	1箇月の医療費が高額になったとき	自己負担限度額を50,000円とし、超えた分を支給	負担限度額を、 25年4月から60,000円、 26年4月から80,000円、 27年4月から100,000円に引上げ

※給料月額が424,000円未満の組合員は、変更ありません。

2 契約スポーツ施設の契約解除(コナミスポーツクラブ、スポーツクラブNASほか)と新規契約(同志社大学「継志館」)について

(1) 契約解除

① コナミスポーツクラブ

平成25年3月末をもって法人契約を解除します。

平成25年4月以降、現在お使いいただいている法人会員証を使用することはできません。

なお、職員厚生会事業である「えらべる倶楽部」において、平成25年4月から同施設を法人会員として利用することができます(ただし、共済組合からの利用補助はありません。)

引き続き御利用いただく場合は、新たに法人会員証を作り替えていただく必要があります(詳細については、改めてお知らせします。)

② スポーツクラブNAS

平成25年3月末をもって法人契約を解除します。

平成25年4月以降、現在お使いいただいている法人会員証を使用することはできません。

なお、職員厚生会事業である「えらべる倶楽部」での利用可能施設となっています(利用料金は1,575円/回)。詳しくは、えらべる倶楽部ガイドブック又はホームページを御覧ください。

③ 東温水プール(東部クリーンセンター余熱利用施設)

東部クリーンセンターの平成25年3月末の休止に伴い、東温水プールは、平成25年1月22日をもって営業を終了しています。

(2) 新規契約

① 同志社大学「継志館」プール&ジム

平成25年4月から法人契約を行います。

組合員証(被扶養者証)を提示していただくことにより、一般利用料金から1割引き(大人(中学生以上)900円, 小人(4歳以上)450円)で利用できます。なお、フィットネス・パス(1箇月定期券)の割引はありません。

また、当該施設は、一般開放されているため、共済組合の組合員・被扶養者でなくても利用可能です。

ホームページ <http://www.doshisha-ep.co.jp/ac/keishikan.html>

3 保養所「音羽寮」の営業終了について

消防局職員厚生会が運営している保養所「音羽寮」(共済組合が所有)については、平成25年3月16日(土)をもって営業を終了いたします。

永らくの御利用、誠にありがとうございました。